

住基ネットにて社会に対応します 『住民票コード』通知のお知らせ

平成十一年八月に住民基本台帳法が改正されたのを受けて、大崎町では住民基本台帳ネットワークシステム(以下『住基ネット』)を整備しています。

住基ネットを整備することで、よりよい住民サービスを提供し、行政事務を効率よくすることが期待されます。平成十四年八月五日からその一部を運用し、市民の皆様には『住民票コード』を通知する予定です。

住基ネットとは?

住民基本台帳(住所・氏名などを記載した住民票の台帳)は、選挙人名簿の登録、国民健康保険や国民年金、また、児童手当などのサービスを提供するときの基礎資料として使用されています。この台帳の写しが公的な住所証明になります。

『住基ネット』は、各市町村ごとに管理している住民基本台帳を専用の通信回線で結び、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や、国の行政機関などに対する本人確認情報の提供を行うための、全国規模のネットワークシステムです。

住基ネットのしくみ

住基ネットでは、都道府県及び指定情報処理機関が本人確認情報(※1)を記録・保管します。そして法律で定めた事務に対して、居住確認のため、国などの行政機関に本人確認情報を提供します。(図1)

※1 本人確認情報とは、氏名・住所・生年月日・性別・住民票コード・付随情報(変更年月日とその理由など)です。

本格的な運用までの流れ

本年八月初めには、『住民票コード』(※2)を住民票に記載する予定です。記載後は速やかに

に皆様はその旨を通知します。また、国などの行政機関への本人確認情報も同時期に開始する予定です。

※2 住民票コードとは、ネットワーク内で本人を識別するための十一桁の番号です。

【主な本人確認情報提供例】

- 恩給の支給事務
 - 児童扶養手当の支給事務
 - 宅地建物取引業などの免許事務
 - 不動産鑑定士や気象予報士などの登録事務
 - 一般旅券(パスポート)の記載事項訂正事務
- 具体的には、これらの情報提供により、恩給・年金などの現況証明、各種資格申請時の住民票の写しの添付などが省略されます。

さらに平成十五年八月から、住民基本台帳カード(今後、市民の皆様の申請により町が発行するICカード)を提示することで、市町村の区域を越えた住民票の写しの交付や他の市町村

に転出した場合の手続きが一部簡略化されます。

個人情報の保護対策

住基ネットでは、市民の皆様から大切な個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護が重要な課題となっています。そのため次のような保護対策を行います。

- 鹿児島県、指定情報処理機関に記録・保管される情報は本人確認情報に限りません。
- 情報の提供先や利用目的を法律で限定します。また、提供された情報の目的外使用を禁止します。
- 専用回線の利用、通信データの暗号化でネットワークの安全性を確保します。
- 監視機能(パスワード、通信履歴管理など)により不正使用を防止します。
- ネットワークの運用に関係する職員には、守秘義務が課され、重い刑罰も設けられます。

なお、具体的な事務手続きや二次サービスの内容などについては、随時広報紙などでお知らせします。

図1 住基ネットの概要

